

八代市監査委員公告第7号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況を、別紙のとおり公表します。

令和5年4月25日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	谷	川		登

定期監査結果に対する

措置状況

(令和5年4月)

八代市監査委員

# 目 次

## 措置の内容

### 【令和3年度実施分】

- ◆ 文化振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 【令和4年度実施分】

- ◆ 東陽支所地域振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◆ 泉支所地域振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ◆ 財政課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ◆ 健康福祉政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ◆ 障がい者支援課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ◆ 健康推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ◆ 農業振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ◆ 農地整備課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ◆ 水道局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ◆ 議会事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 文化振興課  
監査対象年度 令和 2 年度  
監査実施期間 令和 4 年 1 月 12 日 ～ 令和 4 年 2 月 3 日

指摘事項	<p>文化振興課では、市内文化財の公開活用・保存継承・活性化等に係る事業に対し、複数の補助金交付要領等に基づき補助金を交付しているが、一部の補助金において、補助率や補助限度額の規定がないものや、実績報告時に領収証等の確認が行われていないものがあった。</p> <p>これらの補助金が事業補助であれば、補助率や補助限度額を定め、申請書や実績報告の際に支出内容が明確となる根拠書類（領収証等）の確認や審査を行う必要がある。一方、団体運営補助であれば、活動内容や決算等の運営状況を確認する必要がある。</p> <p>補助金交付に当たっては、その性質が事業補助か団体運営補助であるか取扱いを明確にした上で、必要事項を要領等に定め、適正な補助金交付事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>ご指摘のあった、八代市伝統文化活性化事業及び八代妙見祭公開活用事業は、事業補助として補助金を支出しております。</p> <p>よって、補助率や補助限度額、対象経費について、交付要領の一部改正を行いました。</p> <p>また、八代市民俗文化財公開活用事業については、運営補助として補助金を支出してまいりましたので、新たに、八代市民俗文化財保存連合会運営補助金交付要領を作成しました。</p> <p>今後も、引き続き、申請書や実績報告の際に支出内容が明確となる根拠書類の確認、審査を徹底するなど、ご指摘事項を踏まえ、適正な補助金交付事務に努めます。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 東陽支所地域振興課  
監査対象年度 令和3年度  
監査実施期間 令和4年4月12日 ～ 令和4年5月12日

指摘事項	<p>①東陽支所庁舎機械警備業務委託契約において、1回目の見積合わせで不落となったため、変更執行伺により、執行予定額を最低見積価格と同じ金額に増額し、再度の見積合わせを行っていた。</p> <p>「随意契約の手引」において、1回目の見積合わせで不落となった場合は、もう一度見積合わせを行い、それでも予定価格を下回る業者がなく、予定価格と最低見積価格との差が5%を超えている場合は、業者の入替え又は仕様書等の変更により、新たに見積合わせをやり直すこととされている。</p> <p>「随意契約の手引」に基づき、適正な契約事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>①指摘のあった見積合わせで不落となった場合の事務処理については、係内で財務研修を実施し、手順を確認しました。今後も継続して研修を行い、随意契約の手引きに基づき適正な事務契約を行うよう取り扱います。</p>

指摘事項	<p>②東陽支所庁舎・河俣集会所消防用設備点検業務において、仕様書に、業務履行上必須の資格についての記載がなく、受注者の要件として必要な資格証の写しを徴せず契約締結していた。</p> <p>このことについては、前回の定期監査において指導を行っていたが、改善が見られなかった。</p> <p>本業務は、消防法に基づく消防設備の点検業務となっており、消防設備士等に点検させることが義務付けられている。</p> <p>発注する業務に法令上必要とされる資格等がある場合は、仕様書に特記事項として記載し、契約締結時に資格証等の写しにより資格等を確認した上で契約を結ぶなど、関係法令に基づき、適正な契約事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>②東陽支所庁舎・河俣集会所消防用設備点検業務において、仕様書に業務履行上必須の資格についての記載がなかったことについては、令和4年度の契約事務から仕様書に記載し、契約締結時に資格証等の写しを受領するよう改善しました。</p>

指摘事項	<p>③東陽支所地域振興課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ず立替払したものについて、立替払者が現金を受領した日付等の記録がないもの</li> <li>・負担金を市へ戻入する際に、戻入伺が作成されていないもの</li> <li>・収入の根拠書類となる領収書控等が適正に保管されていないもの</li> <li>・支出の根拠書類となる領収書等が適正に保管されていないもの</li> </ul> <p>準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>③各種団体の会計事務（準公金の取り扱い）については、係内で財務研修を実施しました。今後も継続して研修を行い、適正な会計事務を行うよう取り扱います。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 泉支所 地域振興課  
監査対象年度 令和3年度  
監査実施期間 令和4年4月12日 ～ 令和4年5月12日

指摘事項	<p>泉支所地域振興課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① やむを得ず立替払したものについて、立替払者が現金を受領した日付等の記録がないもの</li><li>② 職員による長期の立替払が行われているもの</li><li>③ 資金前渡することができる経費を立替払しているもの</li><li>④ 適切な時期に事務処理が行われず、支払いが遅れているもの</li><li>⑤ 収入、支出後の管理監督者による収入、支出伺等への確認印が押印されていないもの</li><li>⑥ 支出の根拠書類となる領収書等が適正に保管されていないもの</li><li>⑦ 委託契約事務において、仕様書等の必要書類が作成されていないもの</li></ol> <p>準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>泉支所地域振興課で行っている各種団体の会計事務について指摘事項があった内容につきましては、下記のとおり改善しましたので報告します。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 支払いについては、極力振込みにより支払いを行っています。やむを得ず立替払いをする際は、支出伺書に立替払の受領日、印の欄を追加しています。</li><li>② 職員の立替払いにつきましては、遅滞なく早急に支払いを行っています。</li><li>③ 以後、同様のケースは出てきておりませんが、今後出てきた場合は資金前途での処理を行うこととし、やむを得ず立替払を行う場合は、適正な処理を行います。</li><li>④ 現在、遅滞なく事務処理、支払いを行っています。今後も迅速な対応を行っていきます。</li><li>⑤ 支出伺書に管理監督者の確認印欄を追加し、準公金の公金等取扱マニュアルに沿った事務処理を行っています。</li><li>⑥ 領収書等につきましては、支払伺書に必ず添付するなど適切に保管しています。</li><li>⑦ 委託契約事務については、仕様書を作成し、契約締結を行っています。業務完了後につきましても受託者より業務完了報告書等を提出してもらい、適正に業務が遂行されたかを確認して支払を行っています。</li></ol>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名	<u>財政課</u>
監査対象年度	<u>令和元年度及び令和 3 年度</u>
監査実施期間	<u>令和 2 年 4 月 15 日 ～ 令和 2 年 5 月 19 日及び 令和 4 年 4 月 12 日 ～ 令和 4 年 5 月 12 日</u>

指摘事項	<p>前回の定期監査において、地方自治法施行令第 150 条及び八代市予算規則第 11 条に基づく予算の執行計画を定めることなどを指摘していたが、未だに予算執行計画の定めがないまま、予算の執行がなされている。</p> <p>地方自治法施行令第 150 条第 1 項第 1 号に「予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること」と規定され、また、八代市予算規則第 11 条に、予算執行計画書を作成することが規定されている。</p> <p>地方自治法令施行令や八代市予算規則に基づいた事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘があった「地方自治法施行令第 150 条及び八代市予算規則第 11 条に基づく予算の執行計画を定めること」については、財務会計システムで執行計画を管理できるよう関係課かいと協議を行い、令和 5 年度当初予算より、執行計画を四半期毎に入力し、予算の執行計画を定めることに改善しました。</p> <p>今後は、適切な予算執行に努め、健全な財政運営に努めてまいります。</p>



八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 健康福祉政策課  
監査対象年度 令和 3 年度  
監査実施期間 令和4年11月21日 ～ 令和4年12月23日

指摘事項	<p>① 総合福祉センター窓口業務委託契約書に、金額を確定するための重要な事項である休憩時間の取扱いについて記載されていなかった。</p> <p>業務委託は、契約書及び仕様書において契約内容を明確にし、契約内容に従い、実績を確認の上、適正な委託料の支払いを行う必要がある。このことについては、令和2年度の定期監査においても同様の指導を行っていたが、改善が見られなかった。</p> <p>今後は、双方に疑義が生じないよう、休憩時間の取扱いについて契約書等に記載するなど、委託内容の明確化に努め、適正な契約事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>① 休憩時間の取扱いにつきましては、4時間を超えた業務となる場合には、1時間の休憩時間を必ず取っていただくことを事前に申し合わせ、受託者（八代市シルバー人材センター）から従事者にお伝えいただき、実績報告におきましては、その内容を記載いただいております。</p> <p>しかしながら、令和2年度の定期監査の際に回答いたしておりました、業務委託に係る仕様書及び契約書への明記につきましては、未だ対応ができておりませんでしたので、令和5年度の業務委託から、仕様書及び契約書に明記いたします。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指摘事項</p>	<p>② 病院事業の医療費の未収金を滞納者宅で徴収した際には、担当者名の受領書を発行し、帰庁後、滞納者名の納付書を作成の上、指定金融機関に入金し、その領収書を正式な領収書として滞納者へ渡すこととしている。</p> <p>職員が現金を徴収し金融機関へ入金する場合は、相手方へは出納員名の領収書を交付し、出納員名の納付書で指定金融機関へ払い込むようにしなければならない。</p> <p>このことについては、令和2年度の定期監査においても同様の指導を行っていたが、改善が見られなかった。</p> <p>八代市会計規則、「会計事務の手引き」等の規定に基づき、適正な事務処理に努めていただきたい。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">改善内容</p>	<p>② 病院事業に係る医療費の未収金の徴収につきましては、当該事務が移管された際、収納事務見直しについての引継ぎが徹底されておらず、また、その後の定期人事異動による、担当者の変更の際にも、誤った手続きのまま事務が引き継がれ、改善がなされておりました。</p> <p>今回の定期監査実施後、八代市会計規則、「会計事務の手引き」等の規定に基づき、徴収手続きの見直しを行い、令和5年1月25日付で『市立病院未収金徴収業務に係るマニュアル』を整備いたしました。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            障がい者支援課  
監査対象年度        令和3年度  
監査実施期間        令和4年11月21日 ～ 令和4年12月23日

指摘事項	<p>レターパック（赤）の受入・使用（返納）月計表において、令和3年7月以降、担当印の押印しかされておらず、係長以上の確認印が押印されていなかった。</p> <p>レターパックは切手を貼らずにそのまま使用できることから、切手、はがき等の金券と同様に、台帳に受入れや払出しの状況、残数等を確実に記録し、現金の取扱いに準じて適正に管理する必要がある（「適正な公金等取扱事務の徹底について」（令和2年6月16日付け八市人事第106号依命通達時の添付文書）参照）。</p> <p>使用時の複数職員での確認及び定期的な管理監督者の確認と押印を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあったレターパック（赤）の受入・使用（返納）月計表については、他の切手類と同様に係長以上で毎月確認を行い、押印を行うよう改善しました。今後は適正な管理を徹底します。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 健康推進課  
監査対象年度 令和3年度  
監査実施期間 令和4年11月21日 ～ 令和4年12月23日

指摘事項	<p>債務負担行為の設定や、繰越明許の設定がないまま、次のような不適切な事務処理が行われていた。</p> <p>① 令和3年3月29日に非接触型体温計11個を購入する予算執行伺兼見積徴取伺が起案してあったが、その仕様書に記載された納期が「令和3年4月5日までに3個、令和3年5月14日までに8個」としてあり、納品の時期を翌年度としていた。</p> <p>② 令和3年1月21日起案のワクチン接種券の印刷・封かん業務委託の支出負担行為において、履行期間を令和3年4月23日までと示して徴取した参考見積書の金額を根拠とし、令和2年度執行分の支出負担行為を起案してあった。</p> <p>また、当該負担行為の起案文書に添付された契約書では、履行期間を令和3年3月31日までとしてあったが、支出負担行為伺の摘要欄に「予算繰越承認後、履行延長予定」との記載があり、年度末近くになって、あきらかに当該年度内に完成が困難な契約を締結してあった。</p> <p>地方自治法施行令、「会計事務の手引き」に基づき、歳出予算の会計年度所属区分に留意するほか、事務の執行が翌年度に及ぶことが明らかなきは、債務負担行為や繰越明許の設定をするなど、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった案件については、課内で財務事務及び歳出予算の会計年度所属区分について再確認しました。</p> <p>今後は、事務の執行が翌年度に及ぶ契約事務については、債務負担行為や繰越明許の設定や手続きを念頭におき、適正な事務処理を行います。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 農業振興課  
監査対象年度 令和3年度  
監査実施期間 令和4年10月26日 ～ 令和4年11月16日

指摘事項	<p>(ア) 八代市農作物有害鳥獣防護柵設置事業補助金の交付要領において、補助対象者は、八代市内に住所を有し、かつ、市税を完納している者等と規定されており、市外の圃場へ防護柵を設置する場合も補助対象となるが、他市町村から同様の補助を受けていないことが交付条件であることを交付要領等に明記していなかった。</p> <p>他市町村の補助金と重複して交付されることがないように、交付要領等で明確にしておく必要がある。このことについては、令和2年度の定期監査においても指導を行っていたが、改善が見られなかった。</p> <p>今後は、交付要領等により補助対象者の明確化に努め、適正な補助金交付事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>(ア) 指摘のあった他市町村の補助金との重複交付については、交付要領を改正し、重複受給を禁止する旨の条項を定めました。</p> <p>令和5年度以降は、補助対象者を明確に示し、引き続き、適正な補助金交付事務を実施します。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指摘事項</p>	<p>(イ) 農業振興課で行っている「熊本県いぐさ・豊表活性化連絡協議会」の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <p>① 10万円を超え50万円以下の委託契約において、請書等の必要書類が作成されていないもの</p> <p>② 仕様書等に、完了報告書の提出期限や委託料の支払時期が明記されていないもの</p> <p>準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">改善内容</p>	<p>(イ) ①指摘のありました「10万円を超え50万円以下の委託契約において請書等の必要書類が作成されていないもの」については、令和4年度より市の事務規定に準じて請書等の必要書類を作成するよう事務を改善しております。</p> <p>②指摘のありました「仕様書等に完了報告書の提出期限や支払時期が明記されていないもの」については、市の事務規定に準じて事務を行うように改善しました。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 農地整備課  
監査対象年度 令和3年度  
監査実施期間 令和4年10月26日 ～ 令和4年11月16日

指摘事項	<p>令和3年9月1日付け法定外公共物占用許可において、本柱1本、支線柱2本の占用料として令和3年9月から令和4年3月まで7か月分の900円を徴収してあった。</p> <p>占用料の額及び徴収の方法については、八代市法定外公共物管理条例第6条第2項において、「八代市道路占用料に関する条例（平成17年八代市条例第209号）第2条第1項及び第3条第1項の規定を準用するものとする。」とされており、電柱1, 280円/年、その他の柱類（支線柱）70円/年を、期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てるとされている。</p> <p>よって、正しくは840円となり、60円を多く徴収していたことになる。</p> <p>速やかに過納金の還付を行うとともに、複数職員によるチェックを行うなど再発防止に努めていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった電柱の占用料については、平成4年12月16日に過納金を還付しました。今後は、複数職員によるチェックを行うなど再発防止に努めてまいります。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名                                水道局            
 監査対象年度                          令和3年度            
 監査実施期間                          令和4年6月2日 ～ 令和4年7月7日          

指摘事項	<p>③ 中央監視装置外保守業務委託および上水道電気設備保守業務委託の発注における仕様書に記載された業務内容が箇条書きとなっており、具体的な業務内容が記載されていなかった。</p> <p>仕様書は、見積業者が必要な経費と金額を算定する基礎となるものである。</p> <p>今後は、市が発注する業務内容について疑義が生じないように、「随意契約の手引き」に基づき仕様書に記載するなど、適正な契約事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>③指摘のあった仕様書については、「随意契約の手引き」に基づき、対象施設や具体的な保守・点検内容を記載するよう仕様書を見直しました。今後も施設の変更や関係法令等の改訂に合わせて仕様書を改訂し、適正な契約事務に努めます。</p>
指摘事項	<p>④ ③の業務委託契約書に、八代市契約規則第3条に規定されている「契約代金の支払」、「監査及び検査」、「その他必要な事項」等に関する定めがなかった。</p> <p>委託料の支払等を適切に実施するために、必要な手続を明確に定めるべきである。</p> <p>今後は、業務の実施に必要な事項を記載した契約書となるよう記載内容を見直し、八代市契約規則に基づき、適正な契約事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>④指摘のあった契約書について、今後は上記③にて見直した仕様書及び八代市標準業務委託契約書を使用し、契約を締結します。</p>



八代市監査委員 様

八代市議会議長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 議会事務局  
監査対象年度 令和3年度  
監査実施期間 令和4年4月12日 ～ 令和4年5月12日

指摘事項	<p>① 八代市議会電子会議システム利用業務（会議アプリ使用料）の随意契約において、執行予定額が50万円を超えているにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>八代市契約規則第24条第1項において、随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定め、予定価格調書を封書にしなければならないと規定されており、予定価格調書を作成する必要があった。</p> <p>今後は、八代市契約規則、「随意契約の手引」に基づき、適正な契約事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>令和5年度分から、執行予定額が50万円を超える随意契約において、予定価格調書を作成し、封書扱いとしました。</p> <p>今後も同様の案件については、予定価格調書を作成し、適正な契約事務に努めます。</p>